

子どもの人権を考える

少子化の進行や、家庭や地域の子育ての力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭においては、経済的な問題や地域における人間関係の希薄化などに伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待問題が深刻化しています。また、学校においては、いじめや不登校等の課題があります。

さらに、ヤングケアラーの問題等も注目されつつある中、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していくよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、社会全体で子どもの健やかな成長を支えていくことが必要です。

子どもの姿は、現在の社会を映す鏡であり、未来を映す鏡でもあります。「人権の世紀」ともいわれる21世紀。これから社会を担う子どもたちは、一人ひとりが人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

この特別展が、子どもたちの人権問題について考えていただくきっかけになれば幸いです。



こどもとは

おさなこ 幼い子どもも、学校に通う子どもも、「子ども」という言葉を使う場面は様々です。

また、「児童」という言い方も、使う場が異なれば、その年齢の幅が異なってきます。さらに、保護者からみた子どもは、何歳になってもいつまでたっても子どもです。一言で子どもといっても、その使われ方は様々です。

【子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では】

「児童とは、18歳未満の全ての者をいう」（第1条）としています。

日本政府は、この条約を英語から日本語に訳す際に「Child」を「児童」としました。

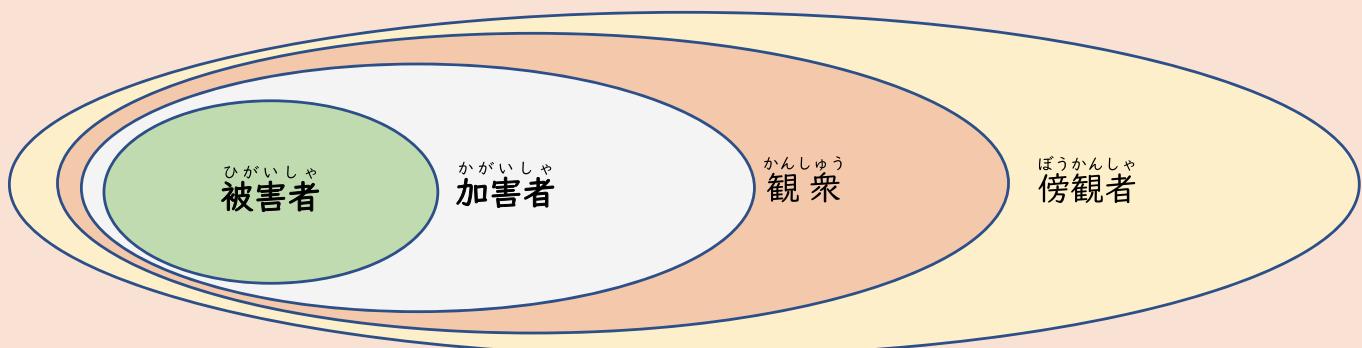
教育の場で「児童」は小学生のことをいいます。「生徒」と呼ばれる中学生や高校生には、条約を自分のことと捉えにくいことなどから、条約を「子どもの権利条約」と表すことが多くなっています。



いじめ

いじめは深刻かつ、命にも関わる重大な人権問題です。現在も、いじめが原因となる自殺や傷害事件など、痛ましい事件が後を絶ちません。

【いじめの構造（いじめの4層構造）】



- 被害者（いじめられる子ども）
- 加害者（いじめる子ども）
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ないふりをする）

いじめの持続や拡大には、「被害者」と「加害者」の子ども以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる子どもが大きく影響しています。「観衆」がいじめを積極的に認め、「傍観者」がいじめを暗に支持することで、いじめを促進する役割を担っています。

見て見ないふりをするのではなく、「いじめはいけない」というメッセージを発信することで、いじめを許さない雰囲気を作り、いじめをなくしていくことが必要です。

いじめ

いじめの背景には、ストレス等、様々な要因があるとされています。いじめには、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれや無視、暴力を伴うもの、嫌なことをさせられたりする等、様々な形態があります。

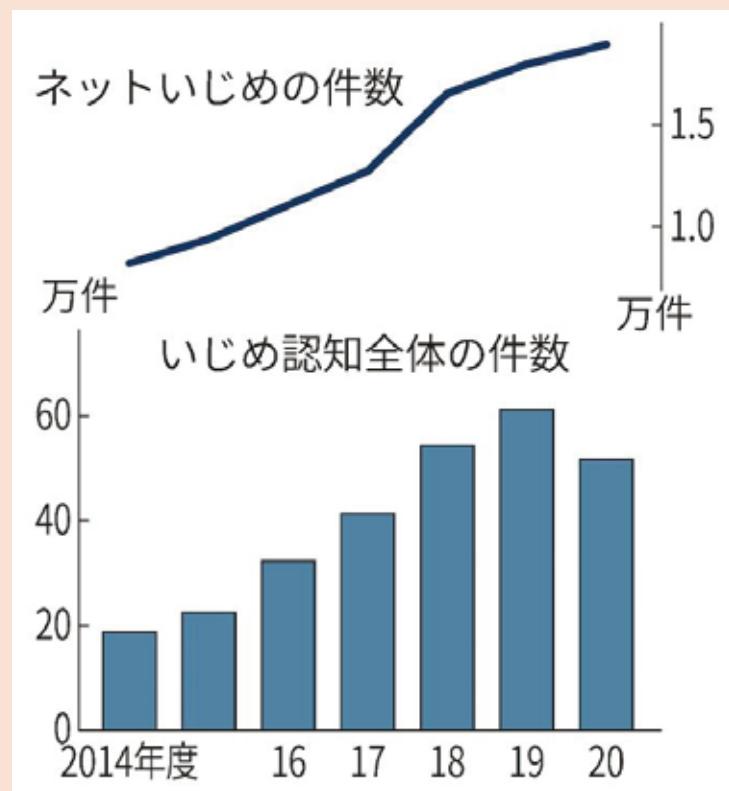
また、近年は、インターネット上の掲示板やブログ、SNSを悪用した、「ネットいじめ」と呼ばれる巧妙かつ陰湿なケースが多くなっています。

インターネット上のいじめがおきているとき、自らがターゲットになることを恐れ、同調したり見て見ぬふりをしたりするようなこともいじめを許容する雰囲気を生み出します。



「いじめられる側にも問題がある」と言う人もいますが、いじめを正当化する理由などどこにも存在しません。「いじめられてもいい人」は、誰一人、いません。

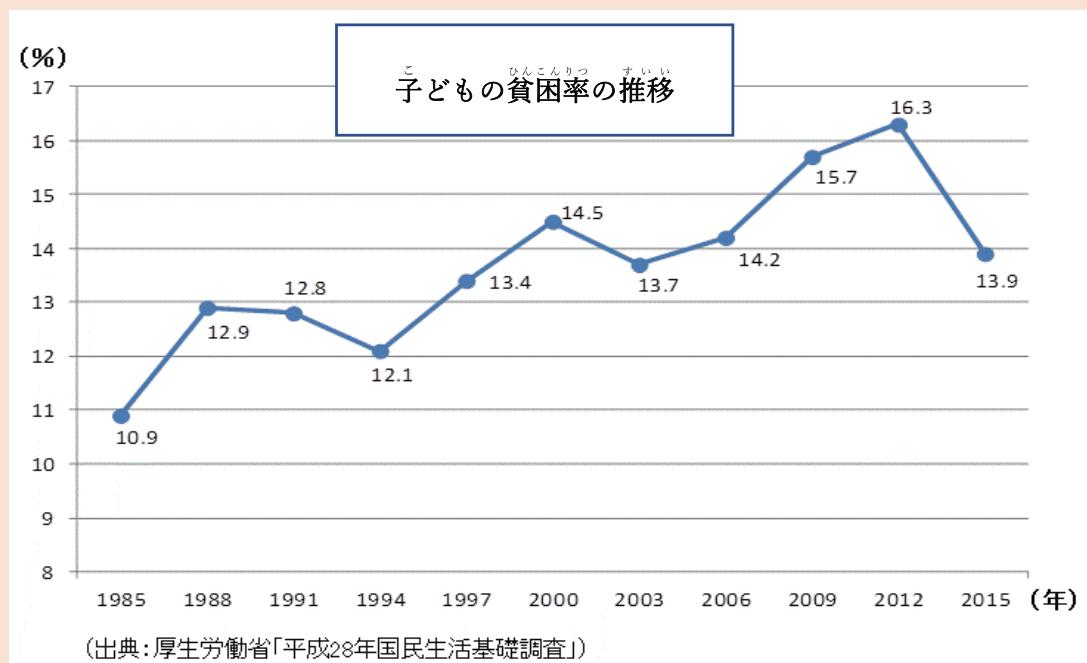
ネットいじめの件数は増加しています



子どもの貧困

今、日本の子どもの7人に1人が貧困状態にあるといわれています。

貧困状態にあるとは、その時代の社会において、多くの人が当たり前と思っているような生活を送ることができない状況です。経済的困難を背景に教育や体験の機会が制限され、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。しかも、周りからはわかりにくく、住居や衣服の状況からは、貧困を認知するのが難しいため、支援の手を差し伸べにくいのが特徴です。



日本における貧困問題で、特に課題とされているのが、「ひとり親世帯の貧困」です。日本のひとり親家庭の貧困率は2018年時点で48.2%。実際にひとり親の2人に1人が貧困という割合で、これは先進国では最低水準です。

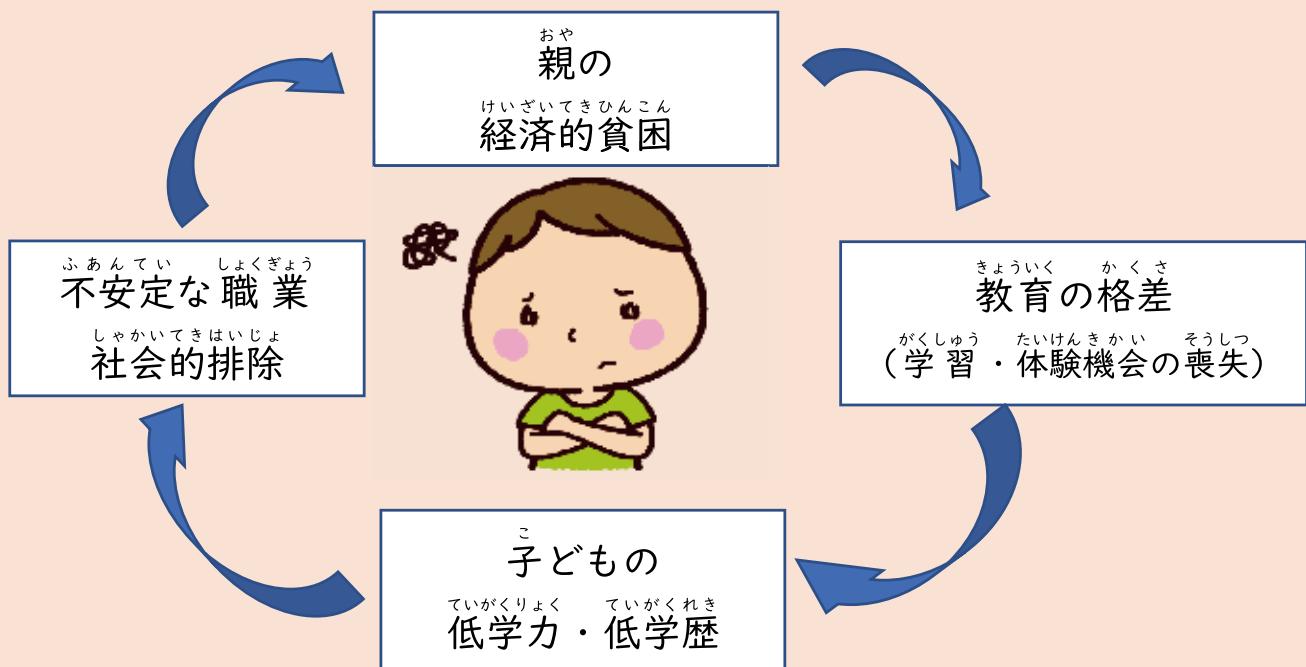
子どもの貧困

「あなたの周りにこんな子どもはいませんか？」

【貧困の子どものおかれている状態（例）】

- ・食費を切り詰めるために、食事をとっていない
- ・体験学習や修学旅行等の学校行事に参加していない
- ・金銭的な理由で希望の進路を断念する
- ・家計を支えるため、アルバイトをしている

親の経済的な困難は、子どもにさまざまな影響をおよぼします。子どもが学習や体験の機会を失い、学力が低下し、不安定な就業をすることで、貧困のスパイラルに陥るのでです。さらに、貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースもあります。



貧困の連鎖を断ち切るためにには、経済的な切り口だけではなく、子どもが安心して過ごせる居場所づくり等の複合的な視点が求められます。

子どもへの虐待

家庭内における、保護者による子どもへの虐待が大きな社会問題になっていま
す。虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻な
ケースもあり、緊急かつ適切な対応が必要です。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、第3条で「何人
も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定めています。



児童虐待の定義

●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、
縄などにより一室に拘束するなど

せいてきぎやくたい

●性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

●ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になって
も病院に連れて行かないなど

しんりてきぎやくたい

●心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう
(ドメスティック・バイオレンス: D V)、きょうだいに虐待行為を行うなど

全国の児童相談所での児童

虐待に関する相談対応件数は、
年々増加しており、2020年度は
205,044件 (2000年度の10倍
強) となっています。



子どもへの虐待



子どもの虐待に対する取り組みは、発生の予防から早期発見・対応、子どもの保護・支援まで多岐にわたり、関係者の連携が不可欠です。このため、児童相談所・市町村・関係機関では情報を共有し連携して対応しています。

①発生の予防

- 虐待に至る前に、気になる段階で適切な支援が必要
(育児の孤立化の防止、育児不安の解消)

②早期発見・早期対応

- 虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要

③子どもの保護・支援・保護者の支援

- 子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
- 親子再統合に向けた保護者への支援が必要
- 社会的養護体制（質・量）の拡充が必要



オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマークです。

オレンジ色は、子どもの明るい未来を表しています。

虐待を受けている子どもは、虐待がひどくなるのを恐れたり、保護者をかばったりと、自ら虐待を告げられないことがあります。そんな子どもの声を丁寧に聞き、「その声を届ける仕組み」として、「子どもアドボカシー」が注目されています。子どもが「望んでいること」「してほしくないこと」を代弁する人（アドボケイト）が、周りの大人に子どもの意見を伝える仕組みです。

子どもを虐待から守るため、周囲の大人は子どもからのSOSのサインに注意していく必要があります。



ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負つて、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母の介護など）や世話（きょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもたちをいいます。

実際に中学生では約17人に1人、高校生では約24人に1人の割合でいるとされています。

2020年度には、子ども本人（中学生・高校生）を対象としたヤングケアラーの全国調査が初めて行われました。世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生5.7%（17人に1人）、全日制高校2年生4.1%（24人に1人）であるなどの実態が明らかとなりました。

【ヤングケアラーはこんな子どもたちです】



ヤングケアラー

ヤングケアラーの実態に関する調査結果

(2020年度厚生労働省調査)

【中高生アンケートより】

「家族の世話の有無」と「出席状況」

(単位:%)

		調査数(人)	ほとんど欠席しない	たまに欠席する	よく欠席する	無回答
世話をしている家族	いる	660	65.3	17.9	16.7	0.2
	いない	12,568	78.0	10.4	11.6	0.0

世話をしている家族がいる場合、いない場合に比べて、「たまに欠席する」、「よく欠席する」の割合が高くなっています。

「家族の世話の有無」と「遅刻や早退の状況」

(単位:%)

		調査数(人)	ほとんどしない	たまにする	よくする	無回答
世話をしている家族	いる	660	73.2	22.1	4.5	0.2
	いない	12,568	85.8	11.5	2.6	0.1

世話をしている家族がいる場合、いない場合に比べて、遅刻や早退をする割合が高くなっています。

ヤングケアラー

「家族の世話の有無」と「普段の学校生活等であてはまること」

ふくすうかいとう
(複数回答) (単位: %)

調査数 (人)	授業中に居眠りすることが多い	宿題や課題が出来ていないことが多い	持ち物の忘れ物が多い	部活動や習い事を休むことが多い	提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い	修学旅行などの宿泊行事を欠席する	保健室で過ごすことが多い	学校では一人で過ごすが多い	友人と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない	特にない	無回答
世話をしている家族	いる	660	33.6	22.6	20.2	9.1	23.0	2.4	3.3	12.0	11.1
	いない	12,568	28.0	15.1	12.6	4.9	14.5	1.2	1.0	6.8	7.0

世話をしている家族がいる場合は、いない場合に比べて、「持ち物の忘れ物が多い」、「提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い」、「宿題や課題ができていないことが多い」、「授業中に居眠りすることが多い」が高くなっています。

ヤングケアラー

「家族構成」と「父母への世話の内容」

(単位: %)

調査数(人)	掃除、洗濯	家事(食事の準備や)	身体的な介護(入浴やト	イレのお世話など	物、散歩など	外出の付き添い(買	通院の付き添い	聞く、話し相手になるなど	感情面のサポート(愚痴を	見守り	通訳(日本語や手話など)	金銭管理	薬の管理	その他	無回答
二世代世帯	99	71.7	12.1	29.3	6.1	23.2	19.2	7.1	13.1	7.1	0.0	11.1			
三世代世帯	23	65.2	17.4	30.4	8.7	17.4	17.4	13.0	21.7	13.0	8.7	8.7			
ひとり親家庭	46	76.1	8.7	30.4	6.5	17.4	17.4	4.3	8.7	4.3	2.2	17.4			

<父母への世話の内容>では、ひとり親家庭では、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」の割合が高くなっています。

さらに、現在の悩みや困りごとについては、「学校生活に必要なお金のこと」「家庭の経済的状況のこと」「自分と家族との関係のこと」「病気や障害のある家族のこと」等があげられます。ヤングケアラーにとって、家族の世話が日々の生活に影響を与えていることが伺えます。



ヤングケアラー

厚生労働省は、2021年度に、大人に代わって家族の世話をや介護している「ヤングケアラー」について、小学生に調査を行いました。

その結果、6年生のおよそ15人に1人が「家族の世話をしている」と答えたことが分かりました。

【小学生アンケートの主な調査結果】

- 「家族の世話をしている」と回答した小学生は6.5%。世話を必要としている家族は「きょうだい」が最も多く71.0%、次いで「母親」が19.8%。
- 世話を必要としている人が「父母」と回答した人に父母の状況を聞いたところ、「わからない」との回答が33.3%と最も高かった。父母が病気や障害を抱えていても、こうした状態について子どもに話していなければ、子ども自身は状況がよくわからないまま家族の世話をしている可能性がある。
- 家族の世話をしている小学生のうち、就学前から世話をしている人が17.3%、低学年のうちから世話をしている人が30.9%いる。

ヤングケアラーが早期に発見され、

適切な支援につながる社会を実現するためには、

私たち一人ひとりが当事者の置かれている

状況を理解し、その気持ちを尊重できる知識を
身につけることが重要です。



子どもの権利とは

子どもの権利とは、成長途上にあり弱い存在でもある子どもたちが国や大人から適切な支援を受けながら安心して成長するための権利です。

しかし、歴史的に「子どもは大人の所有物」と捉えられていた時期もあり、権利の主体としての人権は認められていませんでした。

子どもの人権が守られない状況の中で、大勢の子どもたちが戦争や病気、つらい労働などの犠牲になってきました。

そのような悲惨な現実をなくしていくため、子どもの基本的人権を国際的に保障するための仕組みづくりが強く求められるようになりました。

そのような中、1989年11月、国連で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が全会一致で採択されました。

この条約は、地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるようにとの願いを込めて、約10年にわたる話し合いを経てつくられました。

現在、世界中の多くの国がこの条約を批准し、日本も1994年に批准しています。



子どもの権利とは

子どもの権利条約 ~子どもにとっていちばん大切な4つの権利~

1 生きる権利

子どもたちは、健康に生まれ、安全で健やかに成長する権利をもっています。

2 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待から守られる権利をもっています。

3 育つ権利

子どもたちは、教育を受ける権利をもっています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得て自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

4 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のあることについて、自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、活動したりすることができます。その時には、家族や地域の一員としてルールを守って行動する義務があります。

子どもの権利条約では、子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体とみなしており、文化や法

制度などの違いを越えて、全ての国・地域に受け入れられる普遍的な内容となっています。

きほんほう こども基本法

日本が 1994年に子どもの権利条約を批准した際、国内法の整備までは行われませんでした。その後、児童虐待通報が急増し、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもが生きづらい世の中になってきたにもかかわらず、日本には子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの権利が守られるべきと定める基本の法律がありませんでした。

子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先して考える社会にしていくために、「こども基本法」の制定が強く求められることになりました。



きほんほう こども基本法

子どもの生命や 幸せに暮らす権利を守るためにには、国や自治体はもとよ
り、すべての大人が子どものための取り組みを考え、子ども
の意見を聞いて反映させ、実行していくことが大切にされなければなりません。



これを実現するため、2022年6月「こども基本法」が制定されました。

【こども基本法の目的】

ひとりひとたいせつじんけんまもさべつ
一人の人として大切にされ、人権を守られ、差別されない。

あいそだしあわけんまも
愛されながら、きちんと育てられ、幸せになる権利を守られる。

きょういくうきかいびょうどうあた
教育を受ける機会を平等に与えられる。

じぶんちょくせつすべことがらいけんいきかいあた
自分に直接かかわる全ての事柄について、意見を言う機会が与えられる。

いckenだいじこなにいちばんよたいせつ
意見を大事にされ、子どもにとって何が一番良いかが大切にされる。

「こども基本法」は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもを取

り巻く問題解決に向けて取り組みを推進する大切な法律です。



くるめし
こ
し
え
ん

久留米市における子ども支援のとりくみ

子どもの権利等啓発事業

市立小学校の4年生を対象に、CAPプログラムを活用し、子ども自らの相談する力、SOSを発信する力を育てています。

子どもが自らの権利や相談方法、相談先などをワークショップを通して学ぶ内容となっています。



子ども食堂

久留米市内には、地域や民間団体などによる子ども食堂が10か所以上あり、それぞれ地域の実情に応じて運営されています。

子どもや保護者、地域の方等を対象に無料または低額で食事を提供する食堂で、地域とのつながりの場にもなっています。

子育て支援拠点施設（市内11か所）

地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん、児童センターでは、親子で自由に遊ぶ場があり、子育てに関する講座を受けることができます。
就学前の子育てに関する相談や子育てサークルの育成支援を行っているところもあります。



校区・地域子育てサロン

小学校区・地域ごとに月1～2回、校区コミュニティセンター等で就学前の児童および保護者を対象とした子育てサロンを実施しています。親子の交流、保護者同士の情報交換、子育て講座、誕生会、季節の催し等が行われています。参加申込みは不要です。

子どもの福祉や児童虐待の相談・通告

久留米市家庭子ども相談課や福岡県久留米児童相談所では、子どもの福祉や児童虐待の相談・通告に対応しています。

久留米市における子ども支援のとりくみ

『久留米市子ども支援ガイドブック』

子育て支援、保育、教育に関する支援者が、子どもの支援に関する情報を把握し、各家庭や子どもの状況に応じて制度の紹介や相談機関へつなぐなど、具体的な支援に活用する資料です。

(主な掲載内容)

○子どもの育ちや学びの段階、各家庭の状況に応じて

利用できる支援制度

○就学支援制度や、修学に必要な費用、具体的な支援制度

○支援に関する諸制度や関係機関の相談窓口



子どもに関する相談ダイヤル

【児童相談所全国共通ダイヤル】

189（イチハヤク）：虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだ時はご連絡ください。

匿名可能。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



【久留米市家庭子ども相談課】

0942-30-9208

子育てに悩んだ時や、周りに心配なお子さんがいることに気づいたら、迷わずご連絡ください。

【久留米市ヤングケアラー相談・支援窓口】

18歳までのヤングケアラーに関する相談を、社会福祉士、保育士、教職者などの相談員がお受けします。

大人が担うような家族のケアを引き受け、年齢に見合わない責任や負担が生じている場合にはご相談ください。

○こども子育てサポートセンター：0942-30-9302

○子ども専用フリーダイヤル（結らいん）：0120-870-552

ひと あんしん く しゃかい
すべての人が安心して暮らせる社会をめざして

『あなたは、あなたのままでいい』

こ とお おく つづ こ
子どもへのかかわりを通して、そんなメッセージを送り続けることが、子ども
のそんげん まも おとな い かた
尊厳を守ることにつながります。いつか、そのメッセージは、大人の生き方、
い 生きやすさにも、つながっていくはずです。



くるめし こ しゃかい ちいき まなかす ひとびと じんけん そんちょう
久留米市では、子どもを社会・地域の真ん中に据え、すべての人々が人権を尊重
あ しやかい じつげん こ じんけんもんだい じんけん
し合う社会の実現をめざしています。子どもの人権問題をはじめ、あらゆる人権
もんだい わたし ひとり もんだい どら かいけつ しゅたいてき とく
問題を私たち一人ひとりの問題として捉えて、その解決のために主体的に取り組
むことが大切です。

がっこう かてい ちいき れんけい ちいき ほ よう しょ ちゅうがっこう
するために、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで保・幼・小・中学校の
ねんかん つう じんけん まな かさ ちゅうがっこうくじんけん すす こ
15年間を通じて人権の学びを重ねる 中学校区人権のまちづくりを進め、子ども
たちの生きる力となる学力（確かな人権認識・豊かな感性・学習理解力）を保障
さまざま きょういく けいはつかつどう おこな
するための様々な教育・啓発活動を行っています。